

静西教育事務所の事務

I 静西教育事務所の方針

1 基本方針

各市町並びに学校・園(以下、学校)の実態を把握し、県費負担教職員の機能的な配置と、教職員一人一人の資質・能力の向上を図ることで、子供たちの健やかな成長に寄与する。

静西教育事務所は、静岡県教育委員会事務局内の各課及び総合教育センターと連携を図り、「静岡県教育委員会組織規則」第12条に基づいた業務を行う。

その業務は、静岡県の教育の理念や施策の基本方針を示した「ふじのくに『有徳の人づくり大綱』」、また、大綱の理念を踏まえ、今後取り組むべき具体的な施策をまとめた「静岡県教育振興基本計画」、さらに、年度の重点的取組が示された「教育行政の基本方針」に基づいて行うものである。

静西教育事務所は、事業の執行に当たり、義務教育の機会均等を保障し、教育水準の維持向上を図るため、地域に密着し、各市町並びに学校の実態を把握し、必要と思われる支援を行うことで、子供たちの健やかな成長に寄与していく。

2 運営方針

<キーワード> 『見つめる』『見通す』『進める』『深める』

現在、国による学校教育改革は、平成28年1月に文部科学省が公表した『次世代の学校・地域』創生プラン」一体改革工程表に沿って進んでおり、県の施策もそれを含んだものとなっている。そのような状況の中、学校においては、新学習指導要領への対応と教員の働き方改革が大きな課題となっている。

静西教育事務所としては、このことを踏まえ、これからの時代に求められる教育のあり方を「見通し」、各市町並びに学校の実態を「見つめ」、より有効な支援を「進める」。そのためには、日頃から市町教育委員会並びに学校、県教育委員会事務局内の各課及び総合教育センターとの連携を「深める」ことが重要となる。

<重点となる取組>

- 教員育成指標を基に新たな体系による研修が始まる中、教員の資質向上のため、事務所として関わる研修内容の充実と指導・人事管理訪問等による効果的支援
- 新学習指導要領移行のための支援と「確かな学力」の育成に向けた授業改善推進
- 校長のリーダーシップの下社会に開かれた教育課程が実践されるよう、チーム学校として、教員をバックアップするスタッフの配置と研修等による専門性向上支援
- 事務職員の学校経営への参画を促すため、共同学校事務室における事務処理業務の効率化と職員の専門性向上支援
- 地域と学校の連携・協働のため、コミュニティ・スクール等による地域住民の学校経営への参画、地域住民が子供の成長を支え地域を創造するための支援
- 「3ゼロ+2」（『わいせつ0』『交通事犯0』『体罰0』『情報の厳重管理』『適正な会計及び事務手続き』）を軸にした不祥事根絶、災害や事件・事故、いじめ対応等、管理職を中心とした危機管理体制向上への支援

II 総務課の事業概要

1 調査統計事務

・教職員調査、学校基本調査等定期調査、地方教育行政調査他

2 国庫補助金進達事務（就学奨励費関係、教材・設備関係、その他）

国庫補助金事務支援	対 象	実施日等
国庫補助金事務研修会	市町教育委員会事務局職員	6/24、11/25
国庫補助金訪問	市町教委（2年で全市町を訪問）	10・11月実施予定

3 検査・監査事務：教育事務所に関わる監査等対応事務

4 義務教育教職員給与費等の支払及び決算事務

- 管内公立小・中学校213校(小145、中68)の教職員給与費等の支払事務
・給与等、旅費（一般配分：原則として、4月と7月に配分、追加配分…独立行政法人等の研修及び中体連(全国・東海)旅費、過不足調整については、各地区統括事務主幹と協議。支払は、普通旅費…毎月末日（11月実績分は12月26日、2月実績分は3月28日、3月実績分は4月の給料日払い）、赴任旅費…5月末日（年度中途に該当事例があった場合は翌月末日）
- 義務教育費決算関係事務

5 事務職員の資質の向上

事業名	対 象	実施日
共同学校事務室訪問	共同学校事務室	状況に応じて実施。
統括事務主幹会議	統括事務主幹	9/11
共同学校事務室長等会義	室長及び副室長 (統括事務主幹及び事務主幹)	4/25、3/6
共同学校事務室調整担当・チームリーダー研修会	調整担当・各チームリーダーの事務職員 (事務主査)	6/27
年末調整関係事務説明会	給与チームの事務職員 (各室3名程度)	10/29
新規採用事務職員等研修会	新規採用事務職員及び経験1年未満の臨時事務職員等	4/22、6/26 7/29、11/11
事務職員教育事務所実務体験研修	経験7年以上の事務職員で市町から推薦のあった者	6月、11月～2月に3日間。例月のみ実施予定
共同学校事務室連絡協議会	市町教育委員会代表、校長代表、事務職員代表	7/23、1/17
学校事務等指導訪問	新規採用事務職員校(複数配置校除く)、高校、事務局等から転入職員校(戻りは除く)、その他必要と認める学校。7～11月を予定	

6 共同学校事務室

チームとしての学校の教育力・組織力向上を目指すもので、市町単位で設置し、学校事務職員を下記の(ア)～(ウ)の3チームに分け事務を共同処理する。なお、共同学校事務室には室長(統括事務主幹又は事務主幹)、副室長(事務主幹)、調整担当事務職員(加配事務職員又は事務主査)及びチームリーダー(事務主査)等を置く。

- (ア) 給与事務(給与、三手当、共済組合、年末調整等)
- (イ) 教員支援事務(名簿・連絡網、給食費・学校徴収金、教科書・補助教材等)
- (ウ) 総務事務(旅費・任用関係、社会保険、休暇等)

III 地域支援課の事業概要

(人事担当)

1 市町教育委員会との連携

- 市町教育委員会訪問 7月、10月、12～2月(必要に応じて)、3月 実施
- 市町教育委員会教育長連絡協議会 4/12(金)、7/11(木)、10/7(月)、11/26(火)
- 市町教育委員会課長等会 5/10(金)、7/11(木)、10/7(月)、11/26(火)
1/29(水)〈人事担当課長等会①〉、2/13(木)〈人事担当課長等会②〉

2 校長及び校長代表者との連携

- 公立小中学校長会 4/17(水)、11/26(火)
- 校長代表者会 5/10(金)、7/11日(木)、10/7(月)、11/26(火)

3 学校訪問等

- 新任校長校訪問 所長、副所長、次長が、5月下旬から9月上旬に訪問
2時間半程度の中で、校長面談、授業等参観、主任等面談
- 人事管理訪問(静西管内全小・中学校、他)
地区担当参事が、(5月下旬～7月)又は(9月～11月上旬)に半日で実施
授業参観、校長との話し合い、主任・初任者等と面談、諸帳簿等閲覧
- 学級編制実態調査(義務教育課所管)15校程度 4月中旬～下旬、6月
- 加配校訪問(義務教育課所管)4校程度 10月下旬～11月上旬
- 特別支援学級新再設実地調査 特別支援学級(通級含む)新再設校 2～3月

4 各種研修会等（静西教育事務所が所管する研修会等）

研修会名	対象	日
初任者研修実施校指導教員研修会	初任者配置校の指導教員	4/19
中堅教諭等資質向上研修事前説明会	中堅教諭等資質向上研修該当者在籍校校長・市町教委担当者	4/22
新任教務主任研修会	新任教務主任	6/4
新任主幹教諭研修会	新任主幹教諭	6/6
初任者研修実施校事前説明会	原則管理職	3/24

(静岡県総合教育センター主催研修の一部を担当する研修)

研修名	対象	実施日
新任校長研修	新任校長	4/24・25(1泊2日)
新任教頭研修	新任教頭	5/14・15(1泊2日)
中堅教諭等資質向上研修(第1回)	在職期間10年に達した者	5/30
マネジメント研修(第Ⅲ期)	充実・発展期の教員	10/2

(教育総務課主催)「教職員人事評価制度説明会」:校長4/23、教頭5/8、市町教委5/21

5 派遣等

- 在外教育施設
- 教職大学院
- 大学等研究機関
- 青年海外協力隊
- 民間企業
- 大学院修学支援事業
- 学び続ける教員支援事業

6 人事・給与

- 教職員定数
- 登用等
- 教職員の人事異動
- 教職員の再任用
- 教職員の勤務・服務等
- 教職員人事評価制度
- 給与、手当等
- 退職

7 任用 臨時的任用教職員、非常勤職員

(指導担当)

1 市町教育委員会との連携

- 地域支援会議
管内小・中学校の状況と市町教育委員会の指導方針等について情報交換・共通理解
第1回(4月中旬～5月下旬)、第2回(7月16日)、第3回(11月29日)
- 就学支援
各市町就学支援委員会で審議した児童生徒について、県就学支援委員会として専門調査及び審議、結果等を各市町就学支援委員会に返す。就学支援に関する事務手続き。
 - 静岡県就学支援地方研究協議会(年2回)
 - 静岡県就学支援専門調査員研修会(年1回)
 - 静岡県就学支援委員会(年2回)、専門調査部会(年4回)
- 教科書の無償給与等

2 学校訪問等

- 指導訪問(隔年で実施)
平成31年度は、原則平成30年度に行わなかった学校を対象。各市町教育委員会と協議の上訪問校を決定する。5月下旬から1月。当日は終日の訪問とし、公開授業(1～2単位時間)、中心授業(1単位時間)と放課後の研究協議等を行う。中心授業は訪問職員の担当教科等を原則とする。
- 学校等支援研修
学校の指導力の向上及び市町教育委員会の主体性の向上をねらいとし、学校等の要請に応じ、以下のように実施する。
 - 支援内容や期日等は、学校等の相談や要請に応じて決定する。
 - 職員の派遣は、原則として1団体につき同年度内に1回とする。ただし、国等及び静岡県教育委員会の指定による研究校は、原則として同年度内に3回まで学校等支援研修を要請することができる。
 - 平成31年度に指導訪問のない学校に、「学校等支援研修要請調査」を行った。この調査において要請した学校に優先的に職員を派遣する。
 - 学校等支援研修については、学校は授業を実施することを基本とする。

3 各種研修会等

- 義務教育課が主催し、静西教育事務所が所管する研修会等

事業名	対象	実施日等
教育課題講習会	教頭	5/8
キャリア教育研修会	各校担当者	9/19
教育課程研修会	主幹教諭、教務主任	11/7
研修主任研修会	研修主任	5/31
小学校英語教科化対応研修	小学校外国語教育推進教員 中学校英語教員	4地区 9月～10月
英語教育推進リーダーによる中核教員研修会 アドバンス・コース	小学校外国語担当中核教員 中学校英語中核教員	6/14、7/29 8/6、8/22、11/14
新任特別支援学級担任・通級指導教室担当者研修会	特別支援学級担任・通級指導教室担当の当年度新任者	I期:4/19、 II期:6/11、13、25 III期:7/31

事業名	対象	実施日等
通級指導教室担当者研修	担当者	8/2
外国人児童生徒担当教員等研修会	加配教員、希望教員・市町教委	6/3
トータルサポート事業研修会	外国人児童生徒相談員	4/26、6/25、8/26 、9/26、11/26、 1/24、3/19
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業合同連絡協議会	SC、SSW、各校SC担当者、市町教委担当者	4/15
スクールカウンセラースキルアップ研修会	新任SC、2年目SC、希望者SC	5/9、7/1
スクールソーシャルワーカースキルアップ研修会	SSW、希望市町教委担当者	5/22、7/2、2/21
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー合同研	SC、SSW	10/21
市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議	市町教委担当者	5/7、10/11
新学習指導要領、学習評価に係る説明会	市町教委担当者	12/13
LETS教員対象研修	LETS認定教員・中学校英語免許保有小学校教員	1/17

- 静西教育事務所が主催・所管する研修
6/17、9/6、11/21
 - 臨時的任用教育職員研修会 教職経験2年未満または所属校長が認める者
- 他部署が主催し、静西教育事務所が運営を補助する研修
 - 生徒指導研究協議会(主催:総合教育センター)、生徒指導主事(主任)5/27
 - 人権教育研修協議会(主催:教育政策課人権教育推進室)、人権教育推進者6/3
 - 小中学校体育指導者講習会(主催:総合教育センター)8/6

4 研究指定校等

- 文部科学省・国立教育政策研究所主管の指定事業
 - 主体的・対話的で深い学びの推進事業 御前崎市立第一小学校 平成30・31年度
 - 英語指導力向上事業(義務) 森町立旭が丘中学校区 平成30・31年度
 - 道徳教育推進事業 磐田市立豊岡中学校区 平成30・31年度
 - 自立支援調査研究事業 袋井市 平成31年度
 - 学校安全総合支援事業 島田市立島田第一中学校区 平成31年度
 - 魅力ある学校づくり調査研究事業 菊川市立岳洋中学校区 平成31・32年度
 - がん教育総合支援事業 掛川市立西中学校平成31年度
- 県教育委員会の指定事業
 - 人権教育研究事業(教育政策) 掛川市立曾我小学校 平成30・31年度
 - 学校防災推進協力校事業(健康体育) 掛川市(大浜中・東中)平成30・31年度
 - 景観まちづくり学習(景観まちづくり課) 掛川市立第一小学校平成30・31年度 学校組合立牧之原小学校 平成31・32年度
 - 「生きる道」としての職業を学ぶ環境作り事業(労働政策課) 島田市立金谷小学校 平成31年度
- その他の機関の指定事業
 - NIE実践校(県NIE推進協議会) 菊川市立菊川西中学校・平成30・31年度、湖西市立白須賀小学校・平成31・32年度、吉田町立自彊小学校・平成31・32年度

5 外国人児童生徒トータルサポート事業

- 外国人児童生徒相談員派遣
県内の公立小中学校及び県立特別支援学校に在籍する帰国・外国人児童生徒(以下「外国人児童生徒等」)の教育に対応するため、外国人児童生徒等の適応指導、指導担当者等への助言、援助等を行う。対応言語は、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語(平成30年度実績)。学校等は、必要に応じて外国人児童生徒等の適応指導、援助等の内容・日時を計画し、教育事務所に相談員の派遣を要請。
- 日本語指導コーディネーター派遣
日本語指導が必要な児童生徒の在籍が少ない学校や市町において、その支援体制の構築を推進するとともに、日本人による日本語指導を充実させることで教科学習への円滑な接続を図り、児童生徒の進路選択の幅を広げる。学校等は、必要に応じて教育事務所に日本語指導コーディネーターの派遣を要請する。

6 スクールカウンセラー活用事業

- スクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者(以下、「SC等」)を小中学校に配置し、学校における教育相談機能を高め、不登校やいじめ等の児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期対応を図る。
 - 中学校区単位でSC等を配置するとともに、SC等の専門性向上を目的とした研修会を年3回実施。
- ※ 学校で重篤な事故・事件が起こり、児童生徒の心のケアが必要な場合、学校と所管の教育委員会はSC等の緊急派遣を検討し要請できる。教育事務所は、市町からの要請内容等を検討の上、SC等を派遣。
- ※ ハートフルサポート充実事業として、心理臨床業務に関して豊かな知識・経験を有するSCを中学校区に配置し、教育相談体制を一層充実する。

7 スクールソーシャルワーカー活用事業

- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の問題に、社会福祉等の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)を活用し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図る。そのため、SSWを全市町教育委員会に配置するとともに、SSWの資質向上等を目的とした研修会を開催する。

8 教職員サポートルーム事業

- 教職員が学校教育活動に専念できるよう、教職経験豊かな相談員が面談等を通じて、悩みを聴くことで、心身の健康づくりを支援する。相談員が、訪問・面接・電話により相談を実施する。特に、指定面談として、新規採用2年目と初任者研修免除の新規採用者を対象とし、1回30～60分程度の訪問相談を行う。さらに、希望面談として、校長または本人からの申し出がある場合、訪問相談を行う。
(訪問相談)火、水、金曜日、(電話・面接相談)月・木曜日の正午～午後5時

9 その他

- 学生科学賞、科学の甲子園ジュニア、学校体育実技指導協力者派遣事業、学力向上プロジェクト推進協議会・同連絡協議会、県公立高等学校入学者選抜実施要領等説明会 他

※ 経営書の詳細は、PDF ファイルとして、市町教育委員会を通じ各校に送付します。
※ 概要等は、[静西教育事務所](#)で検索、又は www.seisei-local.jp で見られます

教職員の資質向上

静西教育事務所の役割

市町教育委員会との連携

校長の学校運営を支える

- ・人事管理訪問
- ・校長代表者会
- ・新任校長校訪問
- ・新任校長研修会

校長補佐役を育成

- ・新任教頭研修会
- ・教育課題講習会
- ・新任主幹教諭研修会
- ・新任教務主任研修会

教員の研修等

- ・指導訪問
- ・学校等支援研修
- ・キャリア教育研修会
- ・教育課程研修会
- ・研修主任研修会
- ・小学校英語教科化対応研修
- ・外国人児童生徒担当教員等研修会
- ・新任特別支援学級担任研修会
- ・通級指導教室担当者研修
- ・臨時的任用教職員研修会
- 他

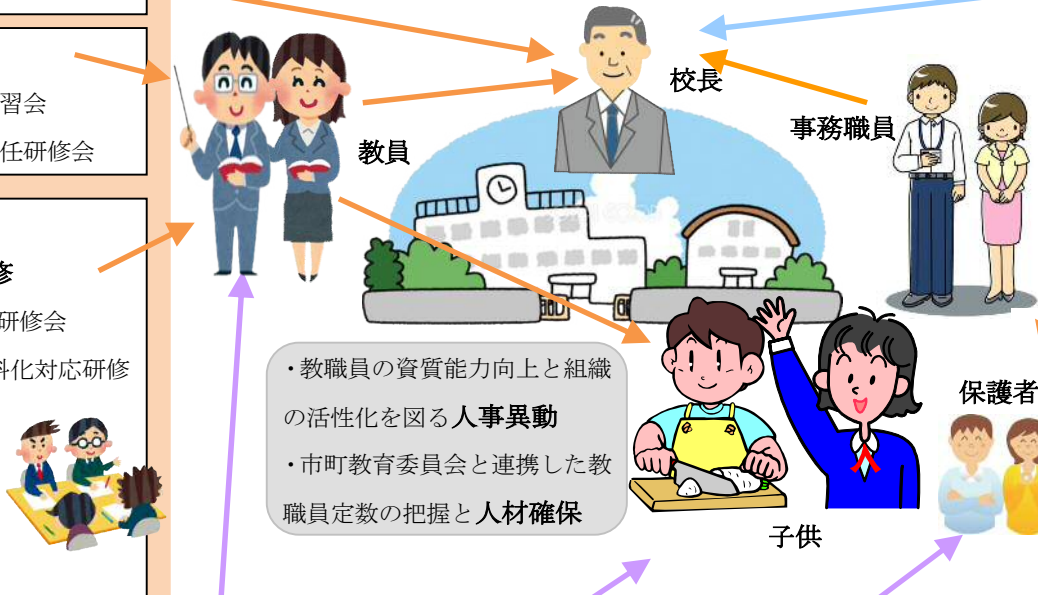
教員派遣等

- ・在外教育施設、教職大学院、民間企業、青年海外協力隊等派遣

学校を支えるスタッフの研修

- ・SC・SSW 活用事業県連絡協議会
- ・SC スキルアップ研修会
- ・SSW スキルアップ研修会
- ・SC・SSW 合同研修会

市町並びに学校の実態を把握し、県費負担教職員の機能的な配置と、教職員の資質・能力の向上を図ることで、子供たちの健やかな成長に寄与する



・教職員の資質能力向上と組織の活性化を図る人事異動
・市町教育委員会と連携した教職員定数の把握と人材確保

教員・子供・保護者を支えるスタッフの配置・派遣

<配置> スクール・カウンセラー <派遣> 外国人児童生徒相談員
 スクール・ソーシャル・ワーカー 日本語支援コーディネーター
 スクール・サポート・スタッフ 教職員サポートルーム相談員

必要な指導、助言又は援助、情報交換

- ・市町教育委員会訪問、教育長連絡協議会
- ・市町教育委員会課長等会
- ・地域支援会議

学校・地域の連携 コミュニティ・スクールの設置促進

※ 地域住民参画による社会に開かれた教育課程の実現



校長のマネジメントを支える

- 共同学校事務室による事務の効率化
 — 学校経営への参画、専門性の向上 —
- ・共同学校事務室連絡協議会
- ・共同学校事務室室長等会議
- ・共同学校事務室調整担当・チームリーダー研修会 等

事務職員の資質向上・経理事務の適性化

- ・学校事務等指導訪問
- ・統括事務主幹会議
- ・新規採用事務職員等研修会
- ・事務職員教育事務所実務体験研修 等

学校を支える事務

- ・調査統計事務
- ・国庫補助金事務
- ・義務教育教職員給与費等支払い及び決算事務 等

確かな信頼のために、不祥事根絶

- 3ゼロ+2
- ・コンプライアンス通信、他

キーワード：「見つめる」「見通す」「進める」「深める」

これからの時代に求められる教育のあり方を「見通し」、各市町並びに学校の実態を「見つけ」、より有効な支援を「進める」。そのためにも、日頃からの連携を「深める」。